

## 船舶事故調査報告書

平成30年8月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年4月1日 13時50分ごろ
発生場所	北海道函館市木直 <sup>きなおし</sup> 漁港東南東方沖 木直港東防波堤灯台から真方位110° 1.1海里付近 (概位 北緯41° 53.0′ 東経141° 05.5′)
事故の概要	漁船第3 <sup>かず</sup> 一丸は、僚船への係留作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成30年4月3日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第3一丸、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-118833（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、‘総トン数8.5トンの僚船’（以下「僚船A」という。）ほか3隻の僚船と共に、木直漁港東南東方沖において、定置網の設置作業を開始した。</p> <p>船長は、風が強くなってきたので、設置作業を中止し、僚船Aの作業を手伝うこととし、本船を僚船Aに接舷して移乗した。</p> <p>船長は、僚船Aのブルワーク内側の水平方向に設置されたパイプに本船係留用のロープ（以下「本件ロープ」という。）を結んでいたところ、波により本船が動揺して本件ロープが緊張し、左手人差し指が‘僚船Aのブルワーク内側に垂直方向に設置された支持材’（以下「本件支持材」という。）と本件ロープとの間に挟まれた。</p> <p>船長は、病院に搬送され、左示指切断と診断された。</p>
分析	本船は、木直漁港東南東方沖において、僚船Aへの係留作業中、船長の左手人差し指が、本件支持材と本件ロープとの間に入ったことから、波による本船の動揺で本件ロープが緊張した際、本件支持材と本件ロープとの間に挟まれ、船長が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、木直漁港東南東方沖において、僚船Aへの係留作業中、船長の左手人差し指が、本件支持材と本件ロープとの間に入ったため、波による本船の動揺で本件ロープが緊張した際、本件支持材と本件ロープとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・海上で自船を他船に係留する際には、できる限りたつを利用し、船体の動揺による係留用ロープの緊張に注意して作業を行うこと。</li></ul>
--------------	--